平成２２年（フ）第２３０号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富2074番地１、旧住所大阪府茨木市山手台４丁目７番９―303号
債務者　稲葉　良子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本美惠子
4　破産債権の届出期間　平成22年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１７号
愛知県犬山市字的場71番地29
債務者　村山　真仁
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７３１号
埼玉県狭山市大字北入曽755番地の１　１―410
債務者　笹谷　瀬次
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２１号
栃木県芳賀郡益子町大字塙2803番地32
債務者　石川　喜一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第１５５１号
仙台市若林区若林１丁目８番６号
債務者　佐藤　誠志
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　敏宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２４号
神戸市東灘区深江北町４丁目12番４―102号
債務者　岡田厨房設備こと　岡田　　悟
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２号
広島市西区竜王町７番32号
債務者　門本　繁子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１１号
広島市南区仁保南１丁目24番30号
債務者　村木　和章
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１２号
広島市南区仁保南１丁目24番30号
債務者　村木　柳子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅山　綾香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９２号
広島市東区戸坂大上１丁目２番25―304号、住民票上の住所広島県安芸郡熊野町萩原８丁目８番58号
債務者　五拾免　靖
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目18番３―201号順アパート
債務者　平安名常春
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　當眞　正姫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６６号
岩手県九戸郡野田村大字野田第25地割22番地
債務者　大澤　広実
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第７１号
岩手県九戸郡洋野町中野第６地割33番地１
債務者　玉沢　幸二
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１３３号
岩手県一関市赤荻字槻本60番地４
債務者　佐藤　可奈（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１１３号
三重県志摩市大王町波切468番地
債務者　谷岡　玉美（旧姓濵口）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１３５３号
埼玉県朝霞市宮戸３丁目22番25号　第２グリーンヒル高橋203、旧住所埼玉県朝霞市三原３丁目14番40号
債務者　木舩　晴子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係